

農業委員会 だより

第3号

平成29年10月

編集・発行

別海町農業委員会

TEL 0153-75-2111

FAX 0153-79-6045

E-mail nougyou@betsukai.jp



目次

会長就任あいさつ.....	2
広報委員長あいさつ.....	2
第23期別海町農業委員の任命について	3～4
別海町農業委員会事務局職員の紹介.....	4
遊休農地の課税が強化されます.....	5
無断転用は法律違反です.....	6
農業者年金経営移譲年金を受給中の皆様へ.....	6
全国農業新聞を購読しよう！.....	6



会長就任のあいさつ

別海町農業委員会

会長 小野 栄一

この度は、国の法律が変わり、新しい農業委員会制度で本年七月二十日、農業委員に任命され、同日、第一回総会において引き続き会長に選出されました。

身に余る光栄と存じますとともに責任の重さを感じております。関係機関の皆様御支援、御指導をいただきながら、新たな決意と情熱をもって農業の維持・発展のため専心努力いたす所存でございます。

さて、本年七月六日に、欧州連合（EU）との経済連携協定（EPA）交渉が正式に大枠合意され、環太平洋連携協定（TPP）並みの自由化

を受け入れることとなりました。特に、ソフト系チーズの大幅開放を含め、国内農業への影響は計り知れないものとなります。

今後、環太平洋連携協定（TPP）署名国から再協議を求められたり、米国との2国間交渉で環太平洋連携協定（TPP）を超える譲歩を迫られたりするのではないかと不安が大きい状況です。

そのような中、農業・農村に元気を取り戻すためには、「農業経営者」としての人材力の確保を基本に国内農業の競争力強化を図る必要があります。

そのためには、わが国の食

料自給率の向上と、人口減少の課題を踏まえた地方の創生を図り、持続可能な力強い農業の実現を図ることが肝要で、それには、地域の実態に即した担い手の育成と農地の確保・有効利用を推進していくことが不可欠であり、担い手の所得を十分に確保し得る具体的施策の実行が喫緊の課題であると考えています。

このことから、国際交渉の進展による将来への不安から離農者が増加しないよう、様々な営農形態の酪農家が、将来に希望を持って取り組めるよう、国に対して万全な対策を求めていきます。別海町の農業を次世代に繋げるためにも、委員一同、心を一つにして難題に取り組んでまいりますので、皆様方よりさらなる御協力をいただきますようお願い申し上げます、就任のあいさつとさせていただきます。

いあいさつ

広報委員長 信夫 重勝

日頃より、当農業委員会の活動・運営に対し、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、私、第一回総会において会長職務代理に選出され、併せて委員の皆様御推挙により広報委員長となりました。

今日、農業及び農業委員会を取り巻く情勢は厳しさを増しておりますが、今後も広報誌を通じて、皆様への様々な情報を提供させていただきますとともに、より多くの方々から御意見・御相談をいただき、当委員会の活動に役立て、身近な委員会として、親しみを感じていただけるよう努力したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

第23期 別海町農業委員の任命について

別海町農業委員は、本年7月20日に辞令交付式を開催し、引き続き第1回別海町農業委員会総会において、小野会長及び信夫会長職務代理が委員の互選により決定しました。

また、農地等の利用の最適化を推進することを目的に農業委員会内に、4つの地区の推進委員会を設置していますが、こちらにおいても総会で推進委員長及び推進副委員長が、互選により決定しました。

今回は、60年ぶりの大改革となりました「農業委員会等に関する法律」の一部改正により、農業委員の選出方法がこれまでの「選挙制」と「選任制」の併用から、議会の同意を要件とする、町長の「任命制」へ改正されました。

農業委員は、27名で任期は平成29年7月20日から平成32年7月19日までの3年間です。委員は次のとおりです。

※推進委員は議席番号順、カッコ内数字は期数、敬称略

別海推進委員会



別海
推進委員長
山田 良雄 (4)



奥行
推進副委員長
齊藤 主夫 (2)



上風連
推進委員
小島 敏 (1)



別海
推進委員
阿部 浩 (1)



別海旭町
推進委員
山崎 茂 (1)



別海
推進委員・広報委員
押田 賢二 (1)



中西別
推進委員
林 武雄 (1)



中西別
推進委員
藤井 実 (1)



中西別
推進委員
太田 公一 (1)



中春別推進委員会



美原
推進委員長
加藤 真純 (6)



豊原
推進副委員長
芳賀 均 (4)



美原
推進委員
畠山 友子 (1)



豊原
推進委員
望月 英彦 (3)



尾岱沼
推進委員・広報委員
内藤 宏幸 (2)



中春別
会長・推進委員
小野 榮一 (6)

西春別推進委員会



泉川
推進委員長
小杉 良夫 (6)



西春別
推進副委員長
大内 敏光 (3)



西春別
推進委員
市川 義晴 (3)



西春別
推進委員
及川 哲夫 (3)



泉川
推進委員
木幡 誠 (6)



西春別
推進委員・広報委員
會田 勝規 (1)

上春別推進委員会



上春別
推進委員長
加藤 和広 (5)



上春別
推進副委員長・広報副委員長
羽石 健一 (2)



大 成
推進委員
石毛 剛 (1)



上春別
推進委員
浦山 宏一 (4)



上春別
推進委員
五ノ井勝徳 (1)



本 別
会長職務代理・推進委員・広報委員長
信夫 重勝 (4)

農業委員会事務局機構図

事 務 局 事務局長 中村 公一

総 務 担 当

主事 加藤 美和

主事 島田 智明

主幹 岩口 裕昭

- ① 農業委員会の総会に関する事。
- ② 農業委員会規則等の制定又は改廃に関する事。
- ③ 農業委員会職員の人事服務に関する事。
- ④ 告示等に関する事。
- ⑤ 公印の管守に関する事。
- ⑥ 審査請求、訴訟、陳情に関する事。
- ⑦ 予算の編成及び経理に関する事。
- ⑧ 補助金等の事務に関する事。
- ⑨ 文書及び物品の収受発送に関する事。
- ⑩ 農業者年金に関する事。
- ⑪ 農地台帳に関する事。
- ⑫ 備品等の維持管理に関する事。
- ⑬ 農業委員会の任命に関する事。
- ⑭ その他農業委員会に関する事。

農地調整担当

主任 武田 文吉

主事 津田 夏美

主任 山下 真弘

主事 板橋 将之

臨時 佐野 雅哉

主査 木戸口 誠

- ① 農用地等の権利移転、使用収益権の設定及び転用等に関する事。
- ② 農用地等の利用関係のあっせん及び争議防止に関する事。
- ③ 農用地等の売買、検査及び買（収）戻等に関する事。
- ④ 農用地等の登記事務に関する事。
- ⑤ 国有農地等の所換、所属替及び売却に関する事。
- ⑥ 農業経営基盤強化促進法に関する事。
- ⑦ 農地保有合理化事業に関する事。
- ⑧ 農地所有適格法人関係に関する事。
- ⑨ 現況証明等に関する事。
- ⑩ 農地銀行に関する事。
- ⑪ 農業者関係資金に関する事。
- ⑫ 農用地の贈与税、不動産取得税猶予適格証明願いに関する事。
- ⑬ 農地の調整に関する事。
- ⑭ 農用地等集団化事業に関する事。
- ⑮ 集団化事業の調査啓もう及び情報宣伝に関する事。
- ⑯ 農地中間管理事業に関する事。

遊休農地の課税が強化されます

農業委員会が行う利用状況調査（農地パトロール）は、農地法第30条の規定に基づき必ず実施しなければならないものであり、毎年1回、町内の全農地の利用状況の調査を行います。

利用状況調査の結果、「遊休農地」と判断された農地については、農地法第32条の定めにより、所有者にその農地の農業上の利用の意向について調査（以下「利用意向調査」）を行うことになります。

利用意向調査では、所有者に「自ら耕作する」、「自ら買い手あるいは借り手を見つける」など文書で農地利用の意向を確認しますので、調査の際にはご理解とご協力をお願いします。

分類	農 地 の 状 況	備 考
1	過去1年以上作物の栽培が行われておらず、かつ今後の耕作に向けて草刈り、耕起などの維持管理が行われていない農地（荒廃しているが重機等を用いれば再生が可能な農地）	1号遊休農地 （農地法第32条） 再生可能農地：A分類 （荒廃農地調査）
2	すでに山林、原野化しており、再生困難と見込まれる農地 ※非農地判断の対象となるような農地 ※基盤整備事業が実施された優良農地、集団的なまとまりのある農地の中に存在する荒廃農地は含まれない	再生不可能農地：B分類 （荒廃農地調査）
3	作物がまばらに又は農地内で偏って栽培されていたり、栽培に必要な管理が適切に行われていないなどの低利用の農地	2号遊休農地 （農地法第32条）
4	上記以外の農地（耕作されている農地、保全管理されている農地） ※保全管理とは過去1年以内に草刈り、耕起などの維持管理が行われている農地	（荒廃農地調査）
その他	前年度までに荒廃農地扱いになった農地の現在の状況調査《分類1、分類2、営農再開（作付け）、保全管理、基盤整備後営農再開、のいずれかに該当するか》	

注意！ 農地の贈与税または相続税の納税猶予を受けている農地は、農業上の利用がされていることが前提となっているため、荒廃農地（A分類、B分類）に該当になると猶予が取消され利子税も加えて課税されます。

遊休農地の利用意向調査を行いますので、ご協力願います。

前項の調査で、分類1、分類2、分類3に該当した農地所有者あてに、今後の農地の利用意向についての調査を行います（既に調査済の農地は除きます）。農地の所有者等に対して、①自ら耕作する、②自ら受け手を見つける、③農地中間管理機構を利用する、④農地所有者代理事業を利用する等の意向を確認します（農地法第32条）。

遊休農地の課税強化について

利用意向調査で①または②で回答し、6カ月経っても実行しない所有者等や、6カ月経っても回答しない、そもそも農業上の利用をする意思がない所有者等は、農業委員会が農地中間管理機構と協議するよう勧告を行うことになります（農地法第36条）。この勧告を受けた農業振興地域内の農地は、固定資産税が1.8倍になりますので、利用意向調査にはくれぐれも注意してご回答ください。

無断転用 は 法律違反 です!

■農地の転用とは？

農地を農業用施設（牛舎や堆肥舎等）、住宅・店舗や駐車場の敷地等、農地以外の用地に転換することです。また、一時的に資材置場や砂利採取場、残土置場等に利用する場合も転用になります。

なお、農地であるかどうかは不動産登記簿の地目ではなく、『現況』によって判定されますので、**農業委員会**で**必ず確認**してください。

■許可を受けずに転用すると？

工事等を中止し、もとの農地に復元するよう命令される場合があります。これに従わない場合、最高**3年以下の懲役**か**300万円以下（法人は1億円以下）の罰金**に処せられます。また、農業者年金の経営移譲年金（特例付加年金）の受給ができなくなる場合もあります。

■許可を受けるには…？

その農地がある場所等によって許可の基準が異なります。まず、**農業委員会**に**相談**してください。



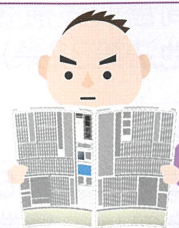
農業者年金経営移譲年金を受給中の皆様へ

農業者年金経営移譲年金を受給されている方は、下記のようなことが確認された場合、農業者年金経営移譲年金の「支給停止」及び「返還」となる場合があります。

- 農地の売買を行った
- 農地の転用を行った
- 農業再開をしてしまった
- 農業所得を得てしまった
- 農業関連補助金の申請を行った
- 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主になった
- 経営継承された方で返還された農地が遊休農地となり、農業委員会の利用意向調査を受けた場合



上記の他にも支給停止要件は数多くあります！
今後も経営移譲年金が正しく受給出来るよう、ご注意ください。



《がんばる農業者のみなさん》を応援します。

全国農業新聞を
購読しよう！

農業に関する様々な情報や農業経営に役立つ知識・技術を分かりやすい紙面で、毎週金曜日にお届けします。

◆購読料：月額700円（送料共）

◆発行所：全国農業会議所

新聞購読のお申し込みは、農業委員会事務局へ ☎ (01537) 75 - 2111